

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の主体的な能力開発の取組みを支援し、もってひとり親家庭等の自立の促進を図るため、半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給要綱第3条第1号に規定する自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の事業実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訓練給付金の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭等であり、かつ、現に児童を扶養している者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。この場合において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、次条各号に掲げる支給対象講座を受けることが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。

2 訓練給付金の支給は、原則として、対象者一人につき一回限りとする。

(対象講座)

第3条 給付金の対象講座は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこ

れに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

（支給額等）

第4条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前条第1号及び第2号に規定する講座を受講するものであって、受講開始日現在において、一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とする。）。ただし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しないものとする。

（2） 前条第3号に規定する講座を受講するものであって、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（その額が160万円を超えるときは、160万円とする。）。）。ただし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しないものとする。

（3） 前2号に規定する者以外の受給資格者 前2号に定める額から一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額。ただし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しないものとする。

2 給付金の支給年度は、申請のあった日の属する年度とする。

（対象講座の指定）

第5条 訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自らが受講しようとする講座について半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書（様式第1。以下「対象講座指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

（1） 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し

- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。）又は申請者の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合は前々年分、8月から12月までの間に申請する場合は前年分。以下同じ。）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額に係る市町村長の証明書を含む。以下同じ。）

2 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは遅滞なく半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（様式第3）により通知するものとする。

（訓練給付金の支給）

第6条 申請者は、半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4。以下「支給申請書」という。）を当該講座の受講修了日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内。）に市長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長の証明書
- (4) 教育訓練修了証明書の写し

(5) 教育訓練経費に係る領収書の写し

(6) 対象講座指定通知書又は特別対象講座指定通知書

(7) 教育訓練給付金の支給を受けている場合は、その額を証明する書類

3 市長は、支給申請書を受理したときは、申請者が受給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否及びその支給額を決定しなければならない。

4 市長は、前項の規定により支給を決定したときは半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第5）により、支給を却下したときは半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金却下通知書（様式第6）により遅滞なく通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により支給決定を行ったときは、速やかに訓練給付金を支給するものとする。

（訓練給付金の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段により訓練給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（状況報告及び調査）

第8条 市長は、訓練給付金の適正な支給を確保するために必要があると認めるときは、その訓練の実施状況について、申請者から報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、訓練給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項各号の規定は、平成28年4月1日以降に修了した教育訓練に係る一般訓練給付金及び特別訓練給付金について適用し、平成28年3月31日以前に

修了した教育訓練に係るものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項各号の規定は、平成29年4月1日以降に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、平成29年3月31日以前に修了した教育訓練に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項各号の規定は、平成31年4月1日以降に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、平成31年3月31日以前に修了した教育訓練に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による受講対象講座の指定及び第6条の規定による訓練給付金の支給に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の

生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金
受講対象講座指定申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、受講対象講座の指定を申請します。

氏 名 (個 人 番 号)	フリガナ	生 年 日 月 日	年 月 日(才)
	個人番号		
住 所	〒	電 話	—
教育訓練施設の所在地及び名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が 有 ・ 無		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが 有 ・ 無		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生 年 日 月 日	年 月 日(才)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族への該当 有 ・ 無		
児童扶養手当の受給の有無	有 ・ 無		
戸籍情報・住民基本台帳情報・児童扶養手当受給情報を半田市が調査することに同意します。			
署名			
(備考)			
事前相談日 年 月 日			
相談担当者職氏名			
			受理番号

(注意)

「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

イ 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

ロ 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所

氏 名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、下記のとおり申し立てます。

1	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年月日	
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			

(添付書類)

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

(注意)

- この申立書は訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。
 - イ 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である
 - ロ あなたと生計を一にしている
 - ハ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
 - ニ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第3(第5条関係)

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金 受講対象講座指定通知書			
氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日(才)
住所	〒		
教育訓練施設の 所在地及び名称			
教育訓練講座の 名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計 円
<p>年 月 日付で提出のありました半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>半田市長</p>			

(注意)

- 支給の対象となるのは、教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び受講料(受講に必要な教科書代を含む。))とし、検定試験受講料、補助教材費、補講費、交通費及び機材購入費は含まない。)です。
- 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。限度額は、次のとおりです。
 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合 20万円
 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合 修学年数に20万円を乗じた額(上限80万円)
 雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめたとき又は受講を途中でやめたときは、速やかにその旨連絡してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、受講した教育訓練施設長より受講修了の証明書の発行を受け、受講修了日後に改めて半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書に、この通知を含む必要書類を添付して支給申請を行うことが必要です。
- 教育訓練の修了日前に市外転出したときは、半田市から給付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。

様式第4(第6条関係)

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金
支給申請書

半 田 市 長 様

年 月 日

申請者氏名

訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

氏 名 (個人番号)	フリガナ	生 年 日 月 日	年 月 日(才)	
	個人番号			
住 所	〒	電 話	-	
教育訓練施設の所在地及び名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日			
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円			
雇用保険制度による教育訓練給付金の受給額	円			
振 込 口 座	銀行名		口座の種類	普通・当座
	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義			
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生 年 日 月 日	年 月 日(才)	
	個人番号			
	住所(別居の場合)			
	申請者の地方税上の扶養親族への該当 有 ・ 無			
(備考)		受理番号		

(注意)

「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

イ 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

ロ 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない。

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金
支給決定通知書

氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日(才)
住所	〒		
教育訓練施設の所在地及び名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
振込口座	銀行名		口座の種類 普通・当座
	支店名		口座番号
	フリガナ 口座名義		
教育訓練給付金決定額	円		
<p>年 月 日付けで提出のありました半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">半田市長</p>			

(注意)

- 1 支給申請時から、以下のような生活状況の変化が生じたときは、あなたが半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金の支給申請をされた窓口にて、その旨連絡してください。
 - イ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
 - ロ 半田市に住所を有しなくなったとき。
 - ハ 養成機関への修業を取りやめたとき。
 - ニ その他重要な異動があったとき。
- 2 教育訓練の修了日前に市外転出したときは、半田市から給付金を支給しません。支給金額等を改めて転出先市町村にご確認ください。
- 3 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定の取消し、又は変更を実施し、既に支給している給付金等あるときは返還を求めることがあります。

様式第6(第6条関係)

半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金 却下通知書			
氏名	フリガナ	生 月 日	年 月 日(才)
住所	〒		
教育訓練施設の所在地及び名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
却下理由			
<p>年 月 日付けで半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請がありました、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>半田市長</p>			

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として(訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。